

市営住宅の入居者を募集します

○一般入居向け

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積(m ²)	階	平成24年度家賃月額(円) ※入居者の収入月額により算定します
新庄寺団地 第9-9号(新庄寺町)	S43年度	中層耐火構造4階建	3K	40.5	3	8,300~16,400
千草東団地 第2-3号(東上坂町)	S55年度	簡易耐火構造2階建	3K	63.1	-	14,300~28,100
柿ノ木団地 第6号(柿ノ木)	S54年度	簡易耐火構造2階建	3K	55.47	-	12,400~24,300
新旭町第2団地 第9号(新旭町)	S55年度	簡易耐火構造2階建	3K	57.25	-	13,000~25,500
新旭町第4団地 第2号(新旭町)	S62年度	簡易耐火構造2階建	3K	64.92	-	16,300~32,100
長田町団地 第3号(長田町)	S63年度	簡易耐火構造2階建	3K	64.92	-	16,600~32,600
長田町団地 第4号(長田町)	S63年度	簡易耐火構造2階建	3K	64.92	-	16,600~32,600

※入居できる期間は、入居可能日から最長10年間です。

○子育て支援向け

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積(m ²)	階	平成24年度家賃月額(円) ※入居者の収入月額により算定します
常喜団地 第1-4号(常喜町)	H9年度	中層耐火構造3階建	3LDK	68.9	2	20,300~40,000

※子育て支援向けの住居に入居できる期間は、入居可能日から10年間、または一番小さい子が18歳に達した日以降の最初の3月31日までのいずれか短い期間です。

○募集期間
1月28日(月)～2月8日(金)
8時30分～17時15分(土・日曜日を除く)
※1月23日(水)から建築住宅課および北部振興局・各支所地域振興課で募集案内書を配付します。

○申込場所
建築住宅課(東別館5階)

○申込要件(次のすべての条件を満たす人)
(共通要件)
①市内に住所または勤務場所を有し、市税および国民健康保険料の滞納がないこと
②申込者および同居予定者が、暴力団員でないこと
③現に同居し、または同居しようとする親族があること
④申込世帯の収入月額(合計)が15万8千円以下であること
※ただし次に該当する場合は21万4千円以下(詳しくは問合せください)
・申込者が昭和31年4月1日以前に生まれた人で、同居者のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた人、または平成7年1月28日以降に生まれた人の場合
・身体にしようがい(1～4級)がある人、精神にしようがい(1～2級)がある人、または知的しようがい(精神障害1～2級と同程度)がある人が世帯にいる場合

○入居の時期
平成25年3月中旬(予定)

○その他
①原則、代理人を通じての申込みはできません。
②入居に際しては、連帯保証人2人が必要です。(申込時には必要ありません)※連帯保証人は、市内に居住し、所得月額が10万4千円(算定方法:年間所得÷12か月)を超える人で
③家賃は、入居者の収入月額により、それぞれ段階的に異なります。
④入居時には、敷金(家賃3か月分)を納付していただきます。

○選考方法
申込要件をすべて満たす人の中から、市営住宅運営委員会の審査を経て抽選対象者を決定し、その後、公開抽選により、入居者を決定します。

○子育て支援向け住宅の要件
・申込時点で中学校就学前の(12歳に達した日以降の最初の3月31日を迎える日までにある)子を扶養し、現に同居、または同居しようとしていること
・小学校就学前のお子さん(平成18年4月2日以降生まれ)がいる世帯
⑤現に住宅にお困りであること

問 建築住宅課 (☎65-6533)

公的個人認証を利用したe-Tax

電子証明書の取得・更新は市民課または北部振興局福祉生活課へ!

2～3月は窓口が大変混み合いますので、早めに手続きいただきますようお願いいたします。

初めてe-Taxを利用して確定申告しようとお考えの人

確定申告の「電子証明書等特別控除*」は平成24年分が最後となります。ぜひe-Taxによる確定申告を検討ください。
まだ住基カードをお持ちでない人は電子証明書と併せて取得することもできます。



※電子証明書等特別控除を受けるには…

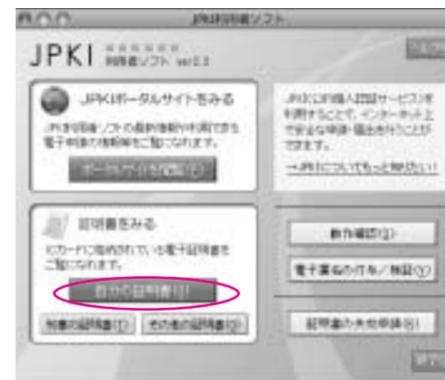
- ・所得税の確定申告を期限までに行うこと
- ・納税者本人の電子署名および電子証明書を添付すること
- ・e-Taxを利用した確定申告は今回が初めてであること
→所得税額から最高3,000円(平成24年分の所得税額を限度とする。)の税額控除を受けることができます。

例年e-Taxを利用して確定申告をされている人 お持ちの電子証明書は有効ですか?

e-Taxに必要な電子証明書の有効期限は3年間です。お手持ちの電子証明書が有効かどうか今一度ご確認ください。

確認方法

- (1) e-Taxを利用しているパソコンを起動し、ICカードリーダーを接続します。
- (2) 公的個人認証サービスの電子証明書が格納された住基カードをICカードリーダーに挿入します。
- (3) [スタート] → [すべてのプログラム] → [公的個人認証サービス] から [JPKI利用者ソフト] を起動します。
- (4) [自分の証明書] をクリックします。



電子証明書の取扱窓口

市民課または北部振興局福祉生活課

※3月14日までは、毎週木曜日の延長窓口時間帯にも電子証明書の発行ができます。

電子証明書発行の申請に必要なもの

- ・住民基本台帳カード(住基カード)
- ・官公署発行の顔写真付き身分証明書で有効期限内のもの(運転免許証・パスポート等)
※顔写真付きの住基カードをお持ちの方は、身分証明書は不要です。

電子証明書発行手数料 500円

詳しい交付手続きについては、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ <http://www.city.nagahama.shiga.jp>

e-Taxについて⇒国税電子申告・納税システム(e-Tax) <http://www.e-tax.nta.go.jp>

電子証明書については⇒公的個人認証サービスポータルサイト <http://www.jpki.go.jp>

問 市民課 (☎65-6511)